

参考

参考 1：事件の概要

専門学校生の少年に対し、今年 2 月、毒物及び劇物取締法で定められた譲渡手続を行わずに、塩素酸カリウム等の劇物の販売を行ったとして、同年 10 月に東京都中央区の毒物劇物販売業者が書類送検されたもの。

参考 2：

通知物質に対する毒物及び劇物取締法等に基づく規制と指導事項について

	爆発物の原料となり得る化学物質 (塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、 硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン、硝酸カリウム)		
	劇物	劇薬	それ以外
規制の根拠法	毒物及び劇物取締法	薬事法	—
譲渡手続・交付制限 (販売記録の保存を含む)	法第 14 条 第 1 項～第 4 項 法第 15 条 第 1 項～第 4 項	法第 46 条 第 1 項～第 4 項 法第 47 条	指導 (販売記録の保存)
保管管理	法第 11 条 第 1 項～第 4 項	法第 48 条	指導
盗難・紛失時の 警察への届出	法第 16 条の 2 第 2 項	指導	指導
インターネット販売 時及び大量販売時に おける連絡先及び使 用目的の確認	指導	指導 ※インターネット 販売は原則第 3 類 医薬品に限る	指導
不審者への販売差し 控え・警察への届出	指導	指導	指導
対象物質	医薬品・医薬部外品 以外の下記物質 塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム、 硝酸、硫酸、塩酸、 過酸化水素 (一部、濃度等に よる除外規定あり)	医薬品たる下記物質 塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム、 硝酸、硫酸、塩酸、 過酸化水素 (一部、濃度等に よる除外規定あり)	硝酸アンモニウム、 尿素、アセトン、 ヘキサミン、 硝酸カリウム